

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し
一 一月五元 三月十五元 半年三十元 一年六十元
○ 時事新報社より直接に郵送するものは、一月五元、三月十五元、半年三十元、一年六十元、とす。

時事新報

本社(寄稿)
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
撰集するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨
り時事新報社は社員並に通信員を以て其の多きを以て
通信社に比し、報道すれば本報にも其報道は達する事と
する方が多きが如し、爲めに進行を速むるは、本報も算
らざれば本報に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に向て發送せらるるを請ふ。

名譽と利益

人民の心事潔白にして名譽を重んずるは我日本國の特
色なりとて頻りに誇る者あり、我輩も亦同感にして事
實を認めざるに非ざれば、其事は果して國の爲めに
利益のみにして曾て弊害なきものなるや否や聊か疑
なきを得ず、名譽重しと雖も其れを重んずるの餘り遂
に實際の利害を忘るゝが如きは國家の得策に非ず、凡
名譽と利益とは人の欲する所なれども名利兩全は動も
すれば時勢の許さざる所なるが故に日本人は特に名
を重んずる人民なりと云へば之を重んずると同時に特
に利を重んずるの事實あるも亦推して知る可し
近來我國人の海外に旅行するもの年々増加する其中
には定まりたる生業なき無賴漢若しくは言ふに忍びざ
る醜業を營む婦人等もあり此者共をして各々其行かん
と欲する所に行かじめ外國人の見る處に於て亂暴醜行
を恣にせしむるは我國に取て此上なき耻辱なりとて
政府に向て其外行禁止を促す者あれば政府中にも亦自
から同意見の人少なからずと云ふ一應尤もなる次第な
れども更に眼界を廣くして宇内の大勢を眺れば善惡醜
美相混して純精無雜のものを見る可らず之を人身に論
れば世界中に十全健康の人なきが如し、残念ながら浮世
の常態、人事の不如意にふれば今我國より出る出
稼人の中に望まじからざる人物を混同したればとて之
が爲めに國の面目を害するべきの心配もなかる可し現
に歐羅巴の諸國より合衆國を始め世界の各地に移住す
る勞働者の中には不徳無義、眞に社會の邪魔物とも稱
す可き者多くして其到る處に嫌忌せらるゝの事例珍ら
しからざれば共左ればとて此邪魔物を輸出したる歐洲の
國々が世界に對して名譽を損したるの談を聞かす儼り
は一步を譲り出稼人の取締は國の面目の爲めは要用な
りとするも實際に其方法ある可きや我輩は之れを保證
するを得ず無数の海外旅行者に就き一々其の身元を取
調べ其旅行の目的を問ひしんとて法を寛にすれば法
なきに等しく之を嚴にすれば問違ひを生じて無辜の人
民に迷惑を感せしむるも多かる可し從來の經驗に於
て既に明白なる事實なり左なきに故郷に戀々たる我
國人が折角の決心も政府の干渉を蒙りて外行容易なら
ずとあれば之が爲めに志を挫かれて國民一般に出稼の
念を斷絶し我種民業は何年を経るも到底繁盛に達する

官報

○正誤 去ル十一日 文部省令第十一號第五條二行終リ
ハ卒リノ誤 文部書記官
○勅令
朕葡萄牙政府ト締結ノ條約中領事裁判權ニ關スル條款
無効ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
明治二十五年七月十四日
内閣總理大臣伯爵松方正義
外務大臣子爵板本武揚
司法大臣 河野敏謙
○文部省告示第六號
石川縣金澤市新道十七番地
私立大谷尋常中學校
依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ノモノト認ム
明治二十五年七月十五日
文部大臣伯爵大木喬任
○文部省告示第七號
鳥取縣縣立農學校獸醫科
依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ノモノト認ム
明治二十五年七月十五日
文部大臣伯爵大木喬任
○通信省告示第六十五號
清國天津及芝罘ニ本邦郵便局ヲ置キ其等級ヲ一等トシ
來ル十月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム
但爲替貯金事務ハ取扱ハス
明治二十五年七月十五日
通信大臣伯爵後藤兼一

Table with columns for various locations and their corresponding population or administrative data. Includes entries for 東京, 大阪, 京都, etc.

○合衆國銀貨案否決
按に云ふ所の銀貨案と稱する
は先頃上院議員スチュアート氏が同院に提出し遂に同
院を可決したる例の無制限鑄造案なり其議案の大要及
び假令以上院は可決したるにせよ下院は如何あるべ
き又日頃より反對なりと稱する大統領は如何にすべき
杯將來の見込み等に付ては去る八日の紙上に粗ぼ詳し
く掲載したりしが一日日横濱に達したる電報に據れば
下院に於て否決したりと云ふ
○銀行紙幣交換基金支出
第三十三國立銀行は去
る五月銀行を命ぜられたるに付國立銀行條例第九十六
條及び第九十八條に據り没入公債證券の賣却資金を以
て同行發行紙幣交換等の爲め金額支出の儀を大藏大臣
より上奏して昨十五日勅裁を経たりと云ふ其金額は十
六萬五千七百二十一圓六十三錢六厘なりと
○行政裁判所二十六年度概算
行政裁判所の二十六年
度概算は金四萬五千二百餘圓にして之を前年度に比す
れば金千餘圓の減額なりと云ふ
○廿六年度の森林收入
不成立となりし本年度の森林
收入概算は九十五萬八千六百五十八圓九十一錢四厘に
して此の金額たる、二十三年度以前に於ける三箇年度
の實收入平均額に基き尙ほ其後收入の實況をも斟酌し
て算出したるものなれば廿四年度の同收入概算額(七
十七萬四千四百五十六圓九十九錢四厘)に比すれば二
十三萬四千二百二十二圓六十二錢の増加を見る勸定なりし
も不成立の結果として廿六年度の概算は總て廿四年度
の豫算を土臺となす筈なれば明年度に於て昨年分より
増加する其の金額は二十五萬四千餘圓となるべけれど
も之を不成立案の豫算額に比すれば大凡そ二萬九千餘
圓の増加に過ぎずといふ而して其收入總額及び其中の
木竹拂下に關する概算なりと云ふを傳聞するに左の如
し
收入總額 木竹拂下代
廿六年度 九七八、七四五 八五三、一五四
廿四年度 七二四、四五六 五八〇、五三〇
差引 二五四、二八九 二七二、六二四
右の如く廿六年度の森林收入九十七萬八千七百餘圓の
中八十五萬三千餘圓は木竹拂下の收入なれども是等
木竹の伐採面積は凡そ五萬三千六百七十四町歩なりと
す

○部長轉任の決議
九日小松の公會堂に
來會するもの三十六
を保存するため同
るよしにしてその事務
員六名を撰出して出
○華族在官者の數
々に増加するが本日
は合計百二十二人に
○大坂商業會議所の
七時過ぎより臨時時
名の増加に對し其理
岡橋治助の三氏高野
道と實業の關係を調
五名を撰出したるに
○郡長轉任の決議
九日小松の公會堂に
來會するもの三十六
を保存するため同
るよしにしてその事務
員六名を撰出して出

明治二十五年七月十五日
通信大臣伯爵後藤兼一

明治二十五年七月十五日
通信大臣伯爵後藤兼一

明治二十五年七月十五日
通信大臣伯爵後藤兼一